

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成27年度	次回見直し予定	平成32年度
条例名		ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例			
条例番号		平成22年神奈川県条例第1号	法規集	第4編第1章第1節	
所管室課		県民局くらし県民部NPO協働推進課			
条例の概要		ボランティア団体等と県との協働について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、ボランティア団体等と県との協働を推進するための基本となる事項を定めている。			
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、地域課題の解決のためにボランティア団体等と県との協働の推進及びボランティア活動の促進のための施策を定めており、地域課題はさらに複雑化し、多様化していることから、今後も必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	<p>本条例は、「ボランティア団体等」をNPO法人、法人格を持たない団体及び個人と定めている。ボランティア団体等と県とが協働して課題解決に取り組む際に、双方の役割を明確にして締結する協定は、相互理解や信頼構築の基となり、双方が立場を尊重しつつ地域課題のより効果的な解決に取り組む端緒となっている。</p> <p>一方で、平成20年の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行後、一般社団法人等の法人数は大幅に増加している。その中にはNPO法人と同様に地域課題に取り組んでいる一般社団法人等もあり、そのような現状を踏まえ、「ボランティア団体等」の定義を広げ、ボランティア活動を行う一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人を追加する条例の改正を検討する必要がある。</p>			*欄外に記載
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例は、ボランティア団体等と県との協働を推進するための基本となる事項を定めることにより、団体等と県とが自律した対等の関係を保てるよう、役割分担等を明確にした協定を締結するよう努めるものとしている。これは、条例の基本理念にかなった協働を可能とし、地域課題のより効果的な解決に取り組むための手法を示しており、効率的である。			

	基本方針適合性 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;">         県政の基本的な方針に適合しているか。       </div>	ボランティア団体等と県との協働の推進は「かながわブランドデザイン」のプロジェクト 20 協働連携～NPOの自立的活動の促進と協働型社会の実現をめざして～に則った取組であり、県の基本方針に適合したものである。	
	適法性 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;">         憲法、法令に抵触しないか。       </div>	本条例は、ボランティア団体等と県との協働の推進及びボランティア活動の促進のための施策を定めており、憲法、法令に抵触しない。	
	その他		
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</div> 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		理由等
			地域課題がさらに複雑化し、多様化する中、現行の「ボランティア団体等」以外にもこうした課題に一般社団法人等も取り組んでいる現状を踏まえ、「ボランティア団体等」の範囲を拡大し、一般社団法人等を追加することについて改正を検討する必要がある。

#### 運用実績

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
条例第5条に該当するボランティア団体等と県との協働事業	30件	35件	34件	29件	22件
上記以外のボランティア団体等と県との取組	270件	261件	242件	235件	249件
計	300件	296件	276件	264件	271件